



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和4年9月22日（木）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
出納管理課	用 度 係	宗宮 由佳	内線 3222 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

## 入札参加資格停止の措置について

### 1 概 要

東京オリンピック・パラリンピックのスポンサー選定等で便宜を受けた見返りに大会組織委員会元理事に賄賂を提供したとして、9月14日、東京地検特捜部に贈賄容疑で、(株) KADOKAWA 取締役会長が逮捕された。

### 2 対 応

「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第2第1号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

### 3 停止措置業者

(株) KADOKAWA (本社：東京都)

### 4 停止期間

令和4年9月23日から令和5年9月22日まで（12カ月）

### 5 参 考

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（抜粋）  
（入札参加資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次の(1)から(3)までに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下、「代表役員等」という。） (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時物品購入等の契約を締結する事業所をいう。）を代表する者で(1)に掲	10か月以上12か月以内  7か月以上9か月以内

<p>げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>4か月以上6か月以内</p>
--	-------------------